

令和2年度五城目町新婚さん生活応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うため、新規に婚姻した世帯に対し、その住居費及び引越費用の一部を予算の範囲において、五城目町新婚さん生活応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 事業開始日（令和2年1月1日）から事業終了日（令和3年3月31日）までの間（以下「事業期間」という。）に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- (2) 住居費 事業期間において、結婚を機に新たに住居を購入、賃借する際に要した費用で、住居の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料を対象とする。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外とする。
- (3) 引越費用 事業期間において、婚姻に伴い引越しに要した費用で、引越し業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る実費をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 下記により算出した世帯の所得が340万円未満であるもの。

(世帯の所得の算出方法)

所得証明書をもとに、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間の夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、下記（ア）（イ）の場合にあっては、それぞれに記載する計算方法により算出した金額とする。

- (ア) 夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合

離職した者については、所得なしとして、夫婦の所得を算出した金額とする。

- (イ) 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合

所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額とする。

- (2) 対象となる住居が五城目町内にあり、事業期間において、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。
- (3) 夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下であること。
- (4) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (5) 過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと。
- (6) 町税を滞納していないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、住居費と引越費用を合わせた額を対象として、1世帯当たり30万円を上限とし、予算の範囲内で補助する。

- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。
- 3 補助期間は、補助金の交付を初めて申請した日から令和3年3月31日までとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、五城目町新婚さん生活応援事業補助金交付申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 所得証明書
 - (2) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類
 - (3) 物件の売買契約書(住居費における購入の場合)
 - (4) 物件の賃貸借見積書又は賃貸借契約書(住居費における賃貸借の場合)
 - (5) 住宅手当支給証明書(別記様式第2号)(住居費における賃貸借の場合)
 - (6) 引越しに係る契約書又は領収書(引越費用)
 - (7) 戸籍謄本
 - (8) 納税証明書
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、五城目町新婚さん生活応援事業補助金交付決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第6条 前条第2項により助成の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに五城目町新婚さん生活応援事業補助金変更交付申請書（別記様式第4号。以下「変更申請」という。）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成することが適当であると認めるときは、五城目町新婚さん生活応援事業補助金変更交付決定通知書（別記様式第5号）により助成対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 補助対象者は、第5条第2項又は前条第2項の通知書に基づき、五城目町新婚さん生活応援事業補助金交付請求書（別記様式第6号）に申請書又は変更申請書による事業内訳に係る経費を支払ったことを証する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の補助対象者からの請求書等の提出があったときは、その内容を審査し、交付することが適当であると認めるときは、補助金を交付するものとする。

3 第1項に規定する請求書等は、実績報告書を兼ねるものとする。

(補助金の額の確定通知)

第8条 補助金の額の確定通知は、これを省略するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) その他この要綱に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第10条 補助対象者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第11条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。